

互助会事務局より

1 事務局職員の交替

8月11日より山口 恵さんに担当してもらっております。
よろしく、お願い致します。

2 互助会入会(更新)時期について

ご案内のとおり、21年度・互助会入会(更新)時期は、
加入申込日 21年8月31日(原則)
会費納入日 21年9月30日(原則)

*災害補償・見舞金給付対象は21年10月1日からとなりますが、会費納入が遅れますと、効力は会費納入の翌日からとなりますので、ご承知おき下さい。(年度途中加入についても同様です。)

3 加入者数の現状について

加入者数 21,560名(21年7月現在)
救難所員数 54,151名(21年3月現在)
加入率 39.8%

4 給付事業発生状況について

災害見舞金給付 1件(20.12.12付)長崎県水難救済会管内
私物損害見舞金給付 1件(21.3.26付)北海道海難防止・水難救済センター管内

5 互助会加入案内について

年会費500円での災害補償及び各種見舞金等、他に類を見ない制度・内容であると確信しております。また、見舞金給付内容等については実情に合わせ見直しを行い、より充実した内容にして参りたいと考えております。

互助会規則等ご理解の上での、加入をお勧めします(次ページ参照。)

6 問い合わせについて

互助会についての、疑問・質問等、問合せ先は
事務局 五十嵐又は、山口が承ります。

救難所員等の皆さんへ!! **500円**で大きな安心を!

MRJ互助会・会員募集

従来の「災害共済制度」は、平成18年の改正保険業法の適用により当会による運営が困難となり、平成20年10月1日に廃止しました。

日本水難救済会では、「災害共済制度」に替わる「制度」として「日本水難救済会救難所員等互助会」(以下「MRJ 互助会」という。)を設立し、平成20年10月1日から運営することとなりました。

MRJ 互助会は、会員及び家族(以下「会員等」という。)の互助救済と福利増進を図る観点から、各種事業を行うことにより、会員等の生活の安定と福祉に寄与することを目的としております。

なお、年会費(500円)、入会手続き等は従来と同様です。

是非、多くの皆様に会員になって頂けるよう、お願い申し上げます。

事業の内容

1 災害給付事業・・・継続

- ・東京海上日動火災保険(株)と契約
- ・会員が、水難救助業務中に災害を受けた場合の補償

2 休業見舞金給付事業・・・継続

- ・会員が、水難救助業務中に負傷し又は疾病にかかり、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に見舞金を給付

3 私物損害見舞金給付事業・・・新規

- ・会員が、水難救助業務中に携帯していた私物を破損、消失、遺失した場合、当該私物と同程度の物の購入又は修理等に要する経費を給付

4 遺児等育英奨学金事業・・・新規

- ・災害給付を受けた会員の遺児に対して、遺児育英奨学金の給付及び貸与を実施

5 災害見舞金給付事業・・・新規

- ・自然災害又は火災等により、住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合に見舞金を給付